# 広島高裁仮処分異議審、４月２３日（月）に審尋期日

2018年３月２２日（広島）

四国電力伊方原発３号炉に関し、昨年１２月１３日広島高裁は２０１８年9月３０日までの期限付きで運転差止の仮処分命令を出し、同２２日四国電力は決定に対し異議と命令執行停止の申立をしていたが、この異議審の審尋期日が4月２３日（月）午後１時３０分と決まった。２２日裁判所より代理人弁護団に通知があった。裁判長は広島高等裁判所民事第２部総括判事の三木昌之氏。

四国電力は異議申立時に申立書を提出後、今年１月末までに火山事象に関する補充書を提出しており、３月末までに火山事象に関する専門家の意見書などを提出する見込み。
一方住民側は３月初旬に四国電力の申立書に対する反論として答弁書を提出しており、３月末までに火山事象を含む主要論点を扱った新たな書面を提出する見込み。なお審尋が１回で終わるのかどうかは見通せていない。

現在広島高裁決定は、原子力規制委員会の規制基準適合性審査に合格した原子炉の運転を司法が止めている全国唯一のケースであり、異議審の成り行きが注目される。住民側は当日大々的な支援行動と記者会見・報告集会を企画している。

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局
〒733-0012　広島市西区中広町２丁目21-22-203
e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org
URL: http://saiban.hiroshima-net.org
プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）